

第 21 回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時 2026年6月26日（金曜日） 午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都港区芝大門一丁目13番9号
UD芝大門ビル
ビジョンセンターグランデ東京浜松町 701号室

議 案	第1号議案	資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
	第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
	第3号議案	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

ジェイファーマ株式会社

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、上場後初となる定時株主総会を開催し、当社の現状と今後の取り組みについてご説明申しあげる機会を頂戴いたします。当社は、SLCトランスポーターを標的とした創薬研究・開発を通じ、世界中のアンメット・メディカル・ニーズに応える新薬の創出に取り組んでおります。

現在、胆道がんを対象とするグローバル第3相試験を着実に進めるとともに、多発性硬化症を対象とした米国第1相試験も開始しており、将来の成長に向けた挑戦を着実に重ねております。また、当社開発品と免疫チェックポイント阻害剤との併用療法に関する医師主導試験が、がん研究会有明病院主導で開始されるなど、さらなる適応拡大も見据え、中長期的な企業価値の向上を目指しております。

本定時株主総会では、2026年3月期の業績に加え、研究開発の進捗や今後の成長に向けた取り組みを、皆様にできる限り分かりやすくお伝えしたいと考えております。今後とも、当社の挑戦に変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

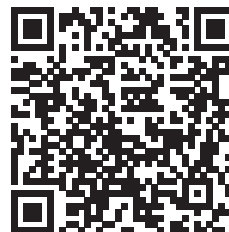


代表取締役社長
吉武 益広

ジェイファーマを知る動画コンテンツのご紹介

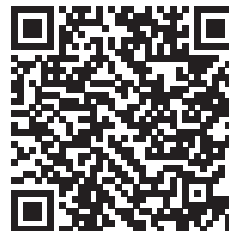
1. 作用機序動画

ジェイファーマが注力するSLCトランスポーター創薬の中核であるLAT1（L型アミノ酸トランスポーター1）と、開発品ナンプランラトの作用機序を分かりやすく紹介する動画です。がん細胞が増殖に必要なアミノ酸を取り込む仕組み、ナンプランラトがLAT1を選択的に阻害することで期待される新たな治療アプローチ、胆道がんをはじめとする研究開発の背景を、医療関係者以外の方にも分かりやすく解説した映像でご覧いただけます。



2. 「キタイシホン」出演動画

当社代表取締役社長 吉武益広が、投資家向け企業情報メディア「キタイシホン」のインタビュー動画に出演しました。動画では、当社の主力開発品であるLAT1阻害剤「ナンプランラト」創出の背景、創薬に込めた想い、研究開発の歩み、臨床開発の進捗をご紹介しますとともに、グローバル創薬ベンチャーとして、世界中の患者さんに新たな治療選択肢を届けるための成長戦略と今後の展望についてお話ししています。



3. 日経CNBC出演動画

当社代表取締役社長 吉武益広 が、日経CNBC「～攻めのIR～Market Breakthrough」に出演しました。番組では、胆道がん治療薬として開発を進めるLAT1阻害剤ナンプランラトを中心に、当社の創薬プラットフォーム、臨床開発の進捗、事業計画を解説しています。さらに、グローバル市場を見据えた今後の展望について、投資家・株主・ステークホルダーの皆様に向けて分かりやすくご説明しています。



※本動画は、当社事業へのご理解を深めていただくための補足資料です。株主総会の議案に関する正式な情報は、本招集通知および株主総会資料をご確認ください。なお、通信環境、閲覧端末、外部サービスの稼働状況等により、動画を閲覧できない場合がありますが、議案の内容および株主総会資料の記載内容に影響はありません。

証券コード 520A
(発送日) 2026年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目10番11号
ジェイファーマ株式会社
代表取締役社長 吉 武 益 広

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.j-pharma.com/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジェイファーマ」又は「コード」に当社証券コード「520A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目13番9号 UD芝大門ビル
ビジョンセンターグランデ東京浜松町 701号室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

5. 事前質問の受付及び株主アンケートについてのご案内

本株主総会におきましては、株主の皆様から本株主総会の目的事項に関するご質問を事前にお受けいたします。

事前に頂戴したご質問の中から、株主の皆様から特に関心の高いと思われる事項につきましては、株主総会当日にご説明させていただく予定です。なお、すべてのご質問に対し、必ずしもご回答をお約束するものではなく、また、ご回答できなかったご質問につきましては、後日を含め個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願い申し上げます。

また、株主の皆様とのコミュニケーション向上を目的として、株主アンケートを実施いたします。株主の皆様から頂戴したご意見は、今後の参考とさせていただきますので、ぜひアンケートへのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【受付方法】

事前質問については、下記のフォームよりお名前、株主番号、ご質問内容をご記入ください。

株主アンケートについては、下記フォームよりアンケート内容にご回答ください。なお、株主アンケートのみご回答いただく場合は、お名前、株主番号のご記入は不要です。

事前質問・株主アンケート
フォームURL

<https://forms.gle/dMgWBHtDZBXW9xV6>



【事前質問受付及び株主アンケート実施期間】

2026年6月23日（火曜日）午後6時まで



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（ご記入欄）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

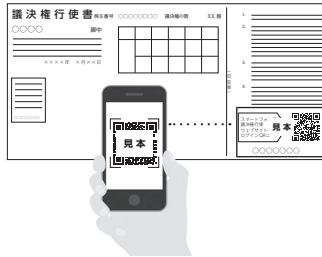
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

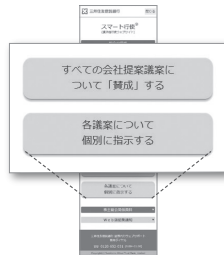
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

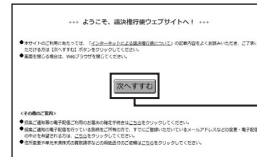
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

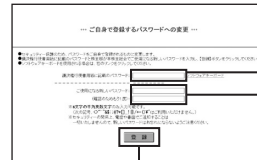
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の理由

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額2,466,416,034円を計上するに至っております。つきましては、当該欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、以下のとおり資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はなく、また、発行済株式総数も変更いたしませんので、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産に与える影響はございません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額2,032,697,204円のうち、1,952,697,204円

資本準備金の額 4,499,149,263円のうち、513,718,830円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金2,466,416,034円

なお、上記各金額は、2026年3月31日現在の資本金及び資本準備金の額を基礎として算定したものであり、同日後に新株予約権の行使等により資本金又は資本準備金の額が増加した場合であっても、当該増加額は本件減少額に含まれません。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおりその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金2,466,416,034円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金2,466,416,034円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年8月11日（予定）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、2026年度以降の成長戦略を着実に実行する経営体制を構築するとともに、事業開発・ライセンス戦略、IR・投資家コミュニケーションの強化を図るため、新任の取締役2名を含む、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

よし たけ ます ひろ
吉 武 益 広

再 任

生年月日
1959年2月3日

所有する当社の株式数
6,250株

在任年数
7年6か月

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月 大塚製薬株式会社 入社
1993年 1 月 Otsuka America Pharmaceutical Inc.,サンフランシスコ事務所 所長
1995年11月 同社 Otsuka Maryland Research Laboratories 研究所所長
2000年 6 月 大塚製薬株式会社 執行役員 研究担当（日・米統括）
2004年 6 月 同社 執行役員 Otsuka Frankfurt Research Institute GmbH
副所長
2006年 1 月 同社 常務執行役員 グローバル医薬品事業開発担当
2007年 2 月 同社 専務執行役員 グローバル結核事業担当
2018年12月 当社 代表取締役社長（現任）
2023年10月 J-Pharma USA, Inc. CEO

取締役候補者とした理由

吉武益広氏は、製薬業界において40年にわたる経験を有し、メガファーマで30年以上グローバル医薬品事業のリーダーシップポジションを歴任するなど、研究開発及び事業開発に関する豊富な知見と実績を有しております。当社においては、代表取締役社長として経営戦略の決定と業務執行を担い、当社リード化合物の国内第2相試験の成功及びグローバル第3相試験の開始を実現するなど、当社の成長と企業価値向上に大きく貢献しております。これらの実績に鑑み、今後も当社の持続的な発展に寄与することが期待されることから、当社の取締役として適任であると判断しており、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ふじもと ゆたか
藤本 裕

再任

生年月日

1981年1月12日

所有する当社の株式数

318,035株

在任年数

3年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2005年 4 月 ZS Associates東京オフィス 入社
2009年 7 月 同社 Los Angelesオフィス 転属
2010年 7 月 同社 東京オフィス 転属
2011年 7 月 大塚製薬株式会社 事業開発部BI担当部長
2013年 3 月 エムスリー株式会社 新領域開発部
2013年 6 月 株式会社Zpeer 創業・代表取締役
2018年 6 月 VetScope,Inc.（米国） 創業・CEO
2020年 1 月 VetScope Pte. Ltd.（シンガポール） 創業・CEO
2023年 4 月 当社 Interim CFO
2023年 6 月 当社 取締役最高財務責任者（現任）
2023年10月 J-Pharma USA, Inc. CFO 兼 Secretary

取締役候補者とした理由

藤本裕氏は、コンサルティングファーム及びメガファームにおけるグローバルマーケティング業務に加え、自ら創業したスタートアップの企業価値向上及び売却を実現するなど、事業戦略、財務及び企業価値向上に関する豊富な経験と実績を有しております。当社においては、最高財務責任者として財務戦略及び資本政策を担い、自らによる当社への出資に加え、IPOを含む参画後の資金調達を主導するなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に大きく貢献してまいりました。これらの知見及び実績に鑑み、今後も適切な業務執行と客観的な監督責任を遂行できるものと期待されることから、当社の取締役として適任であると判断しており、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

やまもと ひろし

山本 寛

新任

生年月日

1981年4月18日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年 4 月 エーザイ株式会社 入社
2013年 4 月 同社アジアリージョン推進室 リーショナルマネージャー
2013年 9 月 アッヴィ合同会社 ニューロサイエンス領域
シニアプロジェクトマネージャー兼ブランドチームリーダー
2014年 5 月 参天製薬株式会社 ASEAN担当マネージャー
2016年 4 月 Santen Pharmaceutical Asia Pte.Ltd. 社長
2018年 9 月 参天製薬（中国）有限公司 副総経理
2019年 2 月 サンバイオ株式会社 執行役員事業部長（日本・アジア）
2019年 9 月 合同会社H&L（Eighty-Eighty Therapeuticsの前身となる企業）
創業・代表執行社員
2022年 1 月 Locust Walk Partners, LLC アジア代表マネージングディレクター（現任）
2023年 9 月 Eighty-Eighty Therapeutics株式会社 代表取締役（現任）
2024年 4 月 株式会社FREEST 社外取締役（現任）
2025年 1 月 Blisxia株式会社 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

山本寛氏は、製薬、バイオテックおよびヘルスケア分野に特化したブティック型投資銀行において20年以上にわたる豊富な経験と実績を有しております。アジアを中心とした製薬企業でのマネジメント経験に加え、医薬品ライセンス、バイオテック企業の資金調達・IPO支援、M&A、新会社設立など、幅広い事業開発領域に精通しております。

また、同氏はこれまで当社アドバイザーとして2年間にわたり当社事業に関与しており、当社の事業内容および成長戦略について高い理解を有しております。今後は、当社の成長ドライバーとなる企業提携の推進ならびに欧米・アジア市場への展開における戦略立案および実行面において、重要な役割を果たすことを期待しております。

以上の豊富な業界経験、グローバルなネットワークおよび当社事業への深い理解を踏まえ、同氏は当社の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

うえ はら ゆ か
上 原 祐 香

(戸籍上の氏名:小野祐香)

新任 社外 独立

生年月日

1969年10月2日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年 4 月 ゴールドマン・サックス証券会社
(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社
1994年 7 月 メリルリンチ証券株式会社 (現 BofA証券株式会社) 入社
2007年 2 月 同社 株式資本市場部 マネージングディレクター
2012年 3 月 同社 資本市場部門 株式資本市場部長 マネージングディレクター
2015年11月 みずほ証券株式会社 入社 エクイティグループ
金融戦略部 ディレクター
2016年 4 月 同社 プロダクツ本部 エクイティキャピタルマーケット第一部長
2018年 4 月 同社 投資銀行本部 シニアエグゼクティブ
2019年 7 月 JPモルガン証券株式会社 入社 投資銀行本部
株式資本市場部 マネージングディレクター
2021年12月 Retty株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2022年 5 月 プレミアアンチエイジング株式会社 執行役員
コーポレートコミュニケーション本部長 (現任)
2024年 6 月 ネットワンシステムズ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上原祐香氏は、長年にわたり国内外の証券会社において資本市場業務に従事し、資金調達、IR、投資家対応及び企業価値向上に関する豊富な経験と知見を有しております。また、上場企業における社外取締役及び執行役員としての実務経験も有しており、当社の資本政策、ガバナンス及び中長期的な企業価値向上に資する助言・監督を期待できることから、社外取締役として適任であると判断しており、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 山本寛氏は、Eighty-Eighty Therapeutics株式会社（以下「Eighty-Eighty社」といいます。）の代表取締役を務めており、当社は同社よりアドバイザー契約に基づき助言を受けておりましたが、同氏の当社取締役就任までに当該契約は終了いたします。また、Eighty-Eighty社は、同氏の当社取締役就任にあたり、当社以外のバイオテックおよび製薬関連企業を対象とするアドバイザー業務について、新規の受注を行わず、現時点で存在する契約についても同氏以外の役職員に業務移管した上で契約期間（最長のもので2027年12月まで）の満了をもって順次終了する予定です。さらに、同氏はLocust Walk Partners, LLCについては2026年7月31日付で退職予定であり、Blisxia株式会社における取締役の職務についても2027年1月を目途に非常勤に移行する予定です。これらの兼職等はいずれも業務時間が限定的であることから、当社における職務遂行に支障を生じさせるものではないと判断しております。

なお、その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上原祐香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は上原祐香氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定及び定款の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に関する損害賠償請求は、本保険により填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
5. 上原祐香氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 当社役員のスキルマトリックス

			資格・略歴	成長ドライバー（攻め）					
				企業戦略・マーケティング	グローバルビジネス	技術・研究開発			知的財産
						臨床開発	非臨床／基礎	製造・品質管理	
吉武益広	代表取締役社長		大手製薬企業で30年以上のグローバルリーダーシップ経験	●	●	●	●		●
藤本裕	取締役CFO		20年の製薬業界経験、起業・Exit、資金調達、IPO経験	●	●				●
山本寛	取締役CBO		製薬企業・バイオテック・投資銀行でのマネジメント、事業開発経験ならびに起業経験	●	●			●	
上原祐香	社外取締役		資本市場業務を通じた資本政策・IR・企業価値向上に関する知見		●				
森俊介	社外取締役	監査等委員	Ph.D.（薬学）、薬剤師	●	●		●		●
田島照久	社外取締役		公認会計士	●					
川口幸作	社外取締役		弁護士						
上嶋康秀	参与		Ph.D.（工学）		●			●	●
関口和生	参与		Ph.D.（医学）		●	●	●		●

			資格・略歴	事業基盤の強化（守り）			サステナビリティ（ESG）		
				財務・会計		人事・人材開発	法務・リスク管理	環境・社会	内部統制・ガバナンス
				財務戦略	会計				
吉武益広	代表取締役社長		大手製薬企業で30年以上のグローバルリーダーシップ経験			●			●
藤本裕	取締役CFO		20年の製薬業界経験、起業・Exit、資金調達、IPO経験	●	●	●	●		●
山本寛	取締役CBO		製薬企業・バイオテック・投資銀行でのマネジメント、事業開発経験ならびに起業経験	●		●		●	
上原祐香	社外取締役		資本市場業務を通じた資本政策・IR・企業価値向上に関する知見	●	●			●	●
森俊介	社外取締役	監査等委員	Ph.D.（薬学）、薬剤師	●		●		●	●
田島照久	社外取締役		公認会計士		●	●			●
川口幸作	社外取締役		弁護士				●		●
上嶋康秀	参与		Ph.D.（工学）			●			
関口和生	参与		Ph.D.（医学）			●			

第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年9月11日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、現在の対象取締役は2名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

当社は、第2号議案に記載の経営体制の下で、2026年度以降の成長戦略を着実に実行し、中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、対象取締役が研究開発、事業開発・ライセンス戦略、財務戦略その他の重要領域においてその職責を継続的に果たし、株主の皆様と価値を共有しながら、企業価値向上に向けたコミットメントを一層高めることが重要であると考えております。

当社は、これまでも必要に応じてストック・オプションの発行について都度ご承認をいただき、株式報酬制度を活用したインセンティブ付与を行ってまいりました。今般、既にご承認いただいている取締役の報酬枠の範囲内で、株式報酬の一類型である譲渡制限付株式報酬を対象取締役に付与する制度を整備することにより、より機動的かつ継続的に、中長期的な企業価値向上への動機付けを行うことが可能になるものと考えております。

本制度は、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社普通株式の総数及び総額に上限を設けるなど、株主価値への影響に十分配慮した制度設計としております。また、現金報酬に過度に依存しない報酬制度を活用することは、研究開発、事業開発その他の成長投資への資金配分とのバランスを図り、企業価値の最大化を目指す観点からも有効であると判断しております。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものとします（以下「現物出資方式」といいます。）。

無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年56,819株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行若しくは処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出资方式をあわせて、年額50百万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出资方式による場合、その1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。）。

前述のとおり、無償交付方式又は現物出资方式により発行又は処分される当社普通株式の総数は年56,819株以内、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社普通株式に係る報酬等の総額は年額50百万円以内としております。上記の株式数の上限及び報酬等の総額の上限は、IPO時の公募価格である当社普通株式1株当たり880円を前提として概ね対応する水準として設定しております。すなわち、付与時点の株価が880円を下回る場合には、発行又は処分される株式数の上限である年56,819株が実質的な上限となり、当該株価が880円を上回る場合には、報酬等の総額の上限である年額50百万円が実質的な上限となります。これにより、株価の変動にかかわらず、発行又は処分される株式数及び報酬等の総額の双方について適切な上限を設けることとしております。実際の各対象取締役に対する付与株式数その他の具体的な内容につきましては、各対象取締役の職責、貢献度その他諸般の事情を総合的に勘案の上、本議案においてご承認をお願いする株式数及び報酬等の総額の上限の範囲内で、取締役会において決定するものといたします。

上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合に

は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が拘禁刑以上の刑に処せられた場合など一定の事由が生じた場合や、法令、内部規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本割当株式を無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合においては、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (8) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2023年10月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、2025年3月13日開催の取締役会においてこれを改定しており、その内容の概要は事業報告の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、現物出資方式の場合には、本割当株式の払込金額は特に有利とまらない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の参与に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、SLCトランスポーターの中でも、創業者である遠藤仁（現杏林大学名誉教授）が発見したLAT1（L型アミノ酸トランスポーター1）に着目し、がんや自己免疫疾患において、既存治療では十分な効果が得られていない患者様のニーズに応える新規治療薬の開発を推進しております。主要パイプラインの状況は以下のとおりとなっております。

a. ナンブランラト

・胆道がんでの開発

ナンブランラトについては、国内第2相臨床試験に成功し、2024年9月19日に開催されたFDAとのType C Meetingにおいて、グローバル第3相臨床試験デザインに関して概要合意に至りました。加えて、2024年9月25日付で米国FDAより、がん患者を対象とした臨床試験開始に向けたInvestigational New Drug (IND)申請の承認を取得しました。また、その後、グローバル開発体制の整備を進めるとともに、2025年10月にドイツ・ベルリンで開催されたESMO2025（欧州臨床腫瘍学会）において、第2相試験のサブグループ解析及び曝露－反応（Exposure-Response:ER）解析の結果をポスター発表しました。本解析により、第3相臨床試験における患者選択基準の最適化に資する重要な知見が得られております。さらに、CMC（化学・製造・品質管理）に関しても、2025年5月13日付で商業製造スケールにおける品質基準への適合について、FDAより肯定的な書面回答を受領しました。

これらの進展を踏まえ、当社は2025年12月にグローバル第3相臨床試験を開始しており、現在、計画通り順調に進捗しております。

なお、国内第2相試験の結果は、AACR（米国がん研究学会）発行の医学誌「Clinical Cancer Research」2024年9月15日発刊号に掲載されています。

・適応拡大の取り組み

胆道がん一次療法における免疫チェックポイント阻害剤との併用療法については、がん研究会有明病院主導による医師主導臨床試験が2026年5月に開始され、当社は資金提供者として

試験の円滑な遂行を支援しております。また、KRAS変異大腸がんを対象とした医師主導臨床試験についても開始に向けた準備を支援しているほか、希少疾患を対象とした非臨床試験にも取り組んでおります。

当社は、高い安全性及び忍容性を有するナンプランラトを、高齢患者への長期投与も可能な新たな治療選択肢として開発し、がん領域におけるアンメット・メディカル・ニーズの解消を通じて、“Feel Better & Live Longer”の実現に貢献してまいります。

b.JPH034

JPH034は、中枢神経系の自己免疫疾患の一つである再発を伴わない二次性進行型多発性硬化症を主な対象として開発を進めています。本開発プログラムは、米国 National Multiple Sclerosis Society (NMSS) のFast Forward Research Grantに採択され、60万米ドルの補助金を獲得しました。さらに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の創薬ベンチャーエコシステム強化事業にも採択され、IPOに至るまで継続的な支援を受けておりました。

知財面では、米国Georgetown大学が保有するLAT1阻害剤の中枢性炎症性疾患（多発性硬化症を含む）に関する用途特許について、グローバルでの独占的通常実施権を取得し、開発及び商業化における競争優位性の強化を図っております。

研究開発面では、同大学によるマウスモデル試験においては、LAT1阻害剤による臨床スコアの改善、免疫調整作用及び神経保護作用、視覚誘発電位（VEP）遅延の改善などが確認されました。加えて、フィンランドのTurku PET Centreとの委託臨床研究を通じて、中枢神経系の炎症要因の一つであるミクログリアの活性化とLAT1の発現が脱髄病巣レベルで共存することを確認しています。

さらに、AMED補助金の支援のもと開発を進め、米国時間2026年3月22日に米国における第1相臨床試験を開始し、最初の被験者への投与を実施しました。現在は、本試験において安全性、忍容性及び薬物動態に関するデータの取得を進めています。

加えて、グリオーマに対する臨床試験実施に向けた検討も進めております。

c.次世代パイプライン（ナンプランラトの後継品）

これまで当社が培ってきたトランスポーター創薬のプラットフォーム技術を活かし、ナンプランラトの後継品の創薬に取り組んでおります。トランスポーターに関する高度な知見を有する当社ならではの強みを活かし、革新的な新薬の創出を目指します。

当社は、グローバル医薬品開発に豊富な経験を有する経営陣及び研究開発チームを中心に体制を構築するとともに、世界最先端の知見を有するアドバイザー及びアカデミアとの連携を強化し、グローバルでの医薬品開発及び事業化の実現に取り組んでまいります。

以上を受けた当事業年度の経営成績は、事業収益は計上がなく、営業損失3,710,176千円（前事業年度は営業損失1,595,660千円）、経常損失2,636,377千円（同 経常損失1,527,089千円）、当期純損失2,466,416千円（同 当期純損失1,499,008千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、4,024千円であり、これは主にPC取得及び本店移転に伴う設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、第三者割当、新株予約権の行使、公募増資により、総額4,349,637千円を調達いたしました。

年月日	株式の種類	資金調達の方法	新たに発行した 株式数（株）	調達した資金の額 （千円）
2025年4月18日	E種優先株式	第三者割当増資	82,000	410,000
2025年4月18日	E3種優先株式	第三者割当増資	68,000	340,000
2025年4月30日	普通株式	新株予約権行使	40,000	100,000
2025年7月1日	B種優先株式	新株予約権行使	17,000	51,000
2025年7月7日	F種優先株式	第三者割当増資	76,360	419,980
2025年11月26日	普通株式	新株予約権行使	42,160	105,400
2025年12月11日	E2種優先株式	新株予約権行使	200,000	0
2025年12月11日	普通株式	新株予約権行使	120,000	300,000
2026年3月24日	普通株式	公募増資	3,240,000	2,623,104
2026年3月31日	普通株式	新株予約権行使	153,535	153

（注）当社は、2025年12月に各種優先株式を取得し、その対価として普通株式を交付しており、また、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合による株式分割を行っております。上表の「新たに発行した株式数」は、各資金調達時点における発行株式数を記載して

おり、これらの優先株式の取得に伴う普通株式の交付及び株式分割による遡及調整は行っておりません。したがって、2025年4月から同年12月までに発行した優先株式については普通株式交付前の各種優先株式数を、同期間に発行した普通株式については株式分割前の株式数を、それぞれ記載しております。一方、2026年3月に発行した普通株式については、株式分割後の株式数を記載しております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2023年3月期)	第 19 期 (2024年3月期)	第 20 期 (2025年3月期)	第 21 期 (当事業年度) (2026年3月期)
事 業 収 益 (千円)	－	－	－	－
経 常 損 失 (△) (千円)	△1,086,760	△1,640,255	△1,527,089	△2,636,377
当期純損失 (△) (千円)	△1,098,260	△1,652,337	△1,499,008	△2,466,416
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△190.55	△263.57	△184.05	△195.08
総 資 産 (千円)	1,751,589	1,207,393	2,856,719	4,761,406
純 資 産 (千円)	1,407,818	950,122	2,377,869	4,378,327
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△789.60	△926.67	△734.62	226.07

(注) 2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社をとりまく環境は、医薬品市場の世界的な拡大を背景に、特にがん領域等を中心として研究開発が活発化し、革新的な治療法の創出が進展しております。その一方で、免疫療法、細胞・遺伝子治療等の新規モダリティの台頭により、競争環境は一層高度化しており、加えて各国の政策動向やマクロ経済環境の変化が事業活動に影響を及ぼすなど、不確実性も増大しております。

一方で、当社が対象とする胆道がんや進行型多発性硬化症等の疾患領域においては、依然として有効な治療選択肢が限られており、アンメット・メディカル・ニーズが高い状況が継続しております。

当社におきましては、このような事業環境を踏まえ、持続的な成長及び企業価値の向上を実現するため、以下の課題に対処していく必要があると認識しております。

1. 研究開発の推進

医薬品の研究開発においては、非臨床試験及び臨床試験の結果、規制当局との協議、試験実施環境等の影響により開発計画が変動する可能性があり、一定の不確実性を伴います。また、当社が対象とする疾患領域はアンメット・メディカル・ニーズが高い一方で、高度な専門性を要する領域であります。当社は、これまでに蓄積してきたデータに基づき、国内外の専門家の知見も取り入れながら、開発戦略の高度化及び適切な進捗管理を通じて、研究開発を着実に推進してまいります。

2. 知的財産戦略の強化

創薬事業においては、研究開発成果を事業価値へと結び付ける上で、知的財産の適切な確保及び活用が重要な課題であります。当社は、既に成立している特許及び出願中の特許に加え、将来の事業展開を見据えたより強固かつ長期的な特許ポートフォリオの構築が重要であると認識しております。このため、当社は、自社独自の研究開発成果に基づく知的財産の取得を推進するとともに、パートナー等との連携を通じた知的財産戦略を強化し、国内外における知的財産ポートフォリオの拡充及び保護体制の強化に取り組んでまいります。

3. 事業提携及びライセンス戦略の推進

当社は、自社主導による研究開発と製薬企業等との共同開発、ライセンス契約等を組み合わせた事業モデルを採用しておりますが、資金負担、リスク及びリターンのバランスを踏まえた適切な意思決定が求められます。適切なタイミングでの提携を可能とするため、国内外の製薬企業、バイオテクノロジー企業、研究機関等とのネットワークを維持・強化し、パートナー候補との関係構築及び交渉体制の強化に取り組んでまいります。

4. 財務基盤の強化

創薬事業の特性上、研究開発費用が先行して発生し、製品販売又はライセンス収入等による収益化までに相応の期間を要する傾向にあります。現在も、複数の臨床試験を同時に進行中であることから、研究開発活動を安定的に継続するための財務基盤の強化が重要な課題であると認識しております。

このため、当社は、研究開発パイプラインの価値最大化に向けた資金配分の最適化を図るとともに、必要に応じた提携・ライセンス契約による収益機会の獲得及び費用管理の徹底を通じて、研究開発活動を安定的に継続できる財務体質の構築に取り組んでまいります。

5. 組織体制の整備及び人材の確保

研究開発から事業化に至るまでの各プロセスを着実に推進するためには、高度な専門性を有する人材の確保及び育成並びに組織体制の強化が不可欠であると認識しております。当社は、事業の成長段階に応じた組織体制の整備を進めるとともに、外部専門家及び業務委託先の活用も含めた機動的な体制構築を通じて、持続的な成長を支える組織基盤の強化に取り組んでまいります。

6. 外部環境変化への対応

医薬品業界においては、技術革新の進展に加え、競争環境、政策動向及びマクロ経済環境が大きく変化しております。当社は、これらの外部環境の変化を的確に捉え、事業運営及び開発戦略に適切に反映していくことが重要な課題であると認識しております。また、これらの外部環境の変化に伴い生じる事業上の重要なリスクを適時に把握し、必要な対応策を講じることにより、環境変化に柔軟に対応できる経営体制の構築に努めてまいります。

当社は、これらの課題に適切に対処することにより、研究開発の推進及び事業基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
創薬事業	SLCトランスポーターをターゲットとした医薬品開発

(6) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

本	社	東京都港区
---	---	-------

(7) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従	業	員	数
16	(2)	名	

- (注) 1. 従業員数は就業人員（委任契約である参与を含む）を記載しております。
また、臨時従業員（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比較し従業員数が5名増加しております。主な理由は、臨床開発の進捗に伴う業務拡大、及びSLCトランスポーター創薬のプラットフォーム化への対応等のため期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年6月16日付をもって、本店を神奈川県横浜市鶴見区小野町75番地1より、東京都港区浜松町一丁目10番11号に移転いたしました。

当社株式は、2026年3月25日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 58,358,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,983,145株
- (3) 株主数 9,767名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	1,859,325株	10.3%
EIGHT ROADS VENTURES JAPAN II LP	1,616,000	9.0
NEWTON BIOCAPITAL I SA. PRICAF PRIVEE DE DROIT BELGE	1,225,000	6.8
大原薬品工業株式会社	875,000	4.9
UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合	827,200	4.6
スペラファーマ株式会社	625,000	3.5
MSIVCグローバルアカデミックシーズ投資事業有限責任組合	527,500	2.9
F-PRIME CAPITAL PARTNERS LIFE SCIENCES FUND VI LP	485,000	2.7
OUVC1号投資事業有限責任組合	462,500	2.6
株式会社SBI証券	432,200	2.4

- (注) 1. 持株比率は期末現在の発行済株式総数に対する比率で、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
2. 当社は自己株式を保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

発行可能株式総数について

- 1. 2025年12月26日開催の臨時株主総会により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
- 2. 2025年12月26日開催の取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を増加する定款の変更を行っております。これにより、発行可能株式総数は46,686,400株増加し、58,358,000株となっております。

発行済株式の総数について

- 1. 2025年4月7日から2025年4月18日までを払込期間とする第三者割当増資によりE種優先株式が

82,000株、E3種優先株式が68,000株、2025年6月25日から2025年7月7日までを払込期間とする第三者割当増資によりF種優先株式が76,360株増加しております。また、2025年4月30日付での新株予約権行使により普通株式が40,000株、2025年7月1日付での新株予約権行使によりB種優先株式が17,000株、2025年11月26日付での新株予約権行使により普通株式が42,160株、2025年12月11日付での新株予約権行使により普通株式が120,000株、E2種優先株式が200,000株増加しております。

2. 2025年11月27日開催の取締役会において、普通株式を対価とする取得条項に基づき、2025年12月16日付で、A種優先株式62,500株、B種優先株式127,903株、C種優先株式177,500株、D種優先株式545,000株、E種優先株式477,800株、E2種優先株式175,000株、E3種優先株式442,000株及びF種優先株式76,360株を自己株式として取得し、対価として、当該A種優先株主に普通株式62,500株、B種優先株主に普通株式127,903株、C種優先株主に普通株式177,500株、D種優先株主に普通株式681,250株、E種優先株主に普通株式477,800株、E2種優先株主に普通株式175,000株、E3種優先株主に普通株式442,000株及びF種優先株主に普通株式76,360株を交付しております。また、取得請求権行使により、2025年12月15日付で、D種優先株式124,200株、E2種優先株式200,000株を自己株式として取得し、対価としてD種優先株主に普通株式155,249株、E2種優先株主に普通株式200,000株を交付しております。当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、E2種優先株式、E3種優先株式、及びF種優先株式の全てについて、2025年12月17日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。なお、当社は、2025年12月26日開催の臨時株主総会により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 2025年12月26日開催の取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,671,688株増加し、14,589,610株となっております。
4. 2026年3月25日付で東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う2026年3月24日を払込期日とする公募増資による新株の発行により、3,240,000株増加しております。
5. 2026年3月31日付での新株予約権行使により153,535株増加しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位 及び 担 当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	吉 武 益 広	
取 締 役 最 高 財 務 責 任 者	藤 本 裕	
取 締 役	三 浦 泰 夫	株式会社島津製作所エグゼクティブアドバイザー
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	森 俊 介	TMパートナーズ合同会社 代表社員 エディットフォース株式会社 社外取締役 「くすりのシリコンバレーTOYAMA」 創造コンソーシアム 副事業責任者 株式会社フェリクス 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 島 照 久	田島公認会計士事務所代表 オンコセラピー・サイエンス株式会社社外監査役 株式会社モダリス社外取締役(監査等委員) 株式会社PRISM BioLab 社外監査役 レナセラピューティクス株式会社社外監査役 トーセイ・リート投資法人監督役員 株式会社松屋フーズホールディングス社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	川 口 幸 作	弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所 ログリー株式会社 社外取締役 (監査等委員) ククレブ・アドバイザーズ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役三浦泰夫氏、監査等委員である取締役森俊介氏、田島照久氏、川口幸作氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、監査等委員である取締役森俊介氏を常勤監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員である取締役田島照久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役川口幸作氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役三浦泰夫氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引関係、その他の利害関係はありません。
6. 監査等委員である取締役森俊介氏、田島照久氏及び川口幸作氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引関係、その他の利害関係はありません。
7. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
8. 取締役三浦泰夫氏は2025年6月30日開催の定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

た。取締役三浦麗理氏は2025年6月30日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

9. 2025年6月30日開催の定時株主総会以降に辞任した取締役は以下のとおりです。

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職状況
舩屋圭一	2025年8月25日	代表取締役Co-CEO
鈴木貞史	2025年11月27日	社外取締役 Newton Biocapital Partners s.r.l. グローバル投資 日本代表
香本慎一郎	2025年11月27日	社外取締役 Eight Roads・キャピタル・アドバイザーズ・ホンコン・リミテッド日本支店 パートナー
西村和将	2025年11月27日	社外取締役 SBI新生企業投資株式会社 マネージング・ディレクター
都竹拓磨	2025年11月27日	社外取締役 JICベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社 社員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定及び定款に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

① 被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を含む）

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に関する損害賠償請求は、本保険により填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年10月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決定したのち、2025年3月13日開催の取締役会において同方針を改定し、当社取締役の報酬については、役員報酬規程に従い決定することとしております。

役員報酬規程に沿った概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、固定金銭報酬（基本報酬）及び株式型報酬（中長期インセンティブ）とし、その総額及び割合については、職務内容、社会的地位、就任の事情、業績、世間水準などを総合的に勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。

当該報酬の支給時期は、固定金銭報酬については在任期間中、月割りで支給し、株式報酬については必要に応じて随時支給する。

現在の個人別報酬は取締役会で決議しております。

2025年3月13日の方針改定前までに決定された取締役の個人別の報酬等については、取締役会において、当時の決定方針との整合性を確認したうえで決議しており、同日以降に決定された取締役の個人別の報酬等についても、現行の決定方針との整合性を確認したうえで決議しております。さらに、改定後の現行方針は改定前の方針とも整合していることから、取締役会としては、これらの取締役の個人別の報酬等は、いずれも改定後の方針に沿うものであると判断しております。

また、今後報酬委員会を設置することとしており、報酬委員会設置後においては、取締役の個人別報酬の決定は、委員の過半数を社外取締役とする報酬委員会を設け、その検討結果（答申）を踏まえた上で、取締役会で決定する予定です。もっとも、現時点においては、当社取締役会は独立社外取締役が過半数を占める構成となっていることから、任意の報酬委員会は設置しておりません。現時点の取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、取締役会において役員報酬の構成及び水準について十分に審議するとともに、独立社外取締役のみで協議を行い、その内容を取締役にフィードバックすることにより、客観性及び牽制機能を確保することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (千円)	業績連動報酬等 (千円)	非金銭報酬等 (千円)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	327,964 (4,500)	63,580 (4,500)	－ (－)	264,384 (－)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31,396 (31,396)	15,240 (15,240)	－ (－)	16,156 (16,156)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	359,360 (35,896)	78,820 (19,740)	－ (－)	280,540 (16,156)	7 (4)

(注) 1. 2023年9月11日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100百万円以内とそれぞれ決議されております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）、監査等委員である取締役の員数は0名でしたが、当該各決議は、2023年10月1日付で監査等委員会設置会社へ移行することを予定して行われており、監査等委員会設置会社へ移行した時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は3名）、監査等委員である取締役の員数は3名（社外取締役は3名）です。

2025年4月1日開催の臨時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬額及び内容、監査等委員である取締役に対するストックオプション報酬額及び内容、並びに取締役（監査等委員である取締役を含みます。）に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて決議されております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の員数は11名（うち、取締役（監査等委員を除く。）は8名〔社外取締役5名〕、取締役（監査等委員）は3名〔社外取締役3名〕）です。さらに、当該決議を受け、同日開催の取締役会において、ストックオプションとして割り当てる第10回新株予約権の募集事項が決定されております。当該新株予約権の総数は114,600個とし、その内訳は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して108,000個、監査等委員である取締役に対して6,600個であります。また、行使価額は1円、割当日は2025年4月2日とし、行使期間は割当日から2035年4月1日までとしております。

2. 上記の非金銭報酬等はストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 上表には、2025年8月25日付で辞任により退任した取締役1名に対する報酬25,000千円および同氏に付与した新株予約権に係るストックオプション報酬97,920千円を含んでおります。なお、当該新株予約権は放棄されており、計上したストックオプション報酬と同額の97,920千円を新株予約権戻入益として計上しております。

また、上表には、長期的なインセンティブ付与を目的として、現任の取締役が保有していた新株予約権を放棄したうえで、2025年4月に新たに付与した新株予約権に係るストックオプション報酬122,400千円を含んでおります。当該放棄に伴い、放棄された新株予約権に係るストックオプション報酬と同額の79,968千円を新株予約権戻入益として計上しております。

4. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役5名（うち社外取締役5名）を除いております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「3. 会社役員の状況（1）取締役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 三 浦 泰 夫	2025年6月30日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 上場会社における取締役としての豊富な経験並びに財務・リスク管理等に関する高い見識を活かし、独立した立場から、当社の経営全般、業務執行及びガバナンス体制の監督並びに取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に資する発言を行っております。
取締役 鈴 木 貞 史	2025年11月27日の退任までに、当事業年度に開催された取締役会17回中15回に出席いたしました。 ベンチャーキャピタルにおける投資及び成長支援に関する知見を活かし、研究開発パイプラインの推進、臨床開発に係る外部委託契約、海外パートナーとの連携、資金調達及び事業計画等に関する審議において、当社の事業価値向上及び研究開発体制の整備に資する発言を行っております。なお、同氏は2025年11月27日付で取締役を退任しております。

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	香 本 慎 一 郎	2025年11月27日の退任までに、当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席いたしました。 ベンチャーキャピタルにおける投資及び成長支援に関する知見を活かし、資金調達及び資本政策、株主間契約その他の重要な契約、組織体制並びに社内規程の整備等に関する審議において、当社の成長段階に応じたガバナンス体制の整備及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に資する発言を行っております。なお、同氏は2025年11月27日付で取締役を退任しております。
取締役	西 村 和 将	2025年11月27日の退任までに、当事業年度に開催された取締役会17回中14回に出席いたしました。 ベンチャーキャピタルにおける投資及び成長支援に関する知見を活かし、組織体制、情報開示・広報体制、資金調達及び上場後を見据えた管理体制等に関する審議において、当社の経営管理体制及び情報発信体制の整備に資する発言を行っております。なお、同氏は2025年11月27日付で取締役を退任しております。
取締役	都 竹 拓 磨	2025年11月27日の退任までに、当事業年度に開催された取締役会17回中15回に出席いたしました。 ベンチャーキャピタルにおける投資及び成長支援に関する知見を活かし、アライアンス、資金調達及び資本政策、事業運営、組織体制並びに内部管理体制等に関する審議において、当社の事業成長及び取締役会の適切な意思決定に資する発言を行っております。なお、同氏は2025年11月27日付で取締役を退任しております。
取締役 (監査等委員)	森 俊 介	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会17回の全てに出席いたしました。 ライフサイエンス分野における企業経営に関する豊富な経験と知見を活かし、常勤監査等委員として取締役の職務執行を監督するとともに、独立した立場から、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督機能の強化に資する発言を行っております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 田 島 照 久	当事業年度に開催された取締役会25回中23回、また、当事業年度に開催された監査等委員会17回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的知見を活かし、独立した立場から、財務及び会計の観点を含め、当社の業務執行の適正性及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に資する発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 川 口 幸 作	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会17回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的知見を活かし、独立した立場から、法務・コンプライアンス及びガバナンスの観点を含め、当社の業務執行の適法性・妥当性の確保並びに取締役会の監督機能の強化に資する発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人銀河

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,280千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,280千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人銀河に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォートレター作成業務を委託し、対価として1,000千円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(7) 役員等賠償責任保険契約

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しておりますが、配当につきましては、研究開発への投資に備えるため、内部留保の充実を勘案して決定する方針としております。当面は、積極的な研究開発を進めるため、無配を予定しており、内部留保資金については研究開発に充当する方針であります。

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定める場合を除き、取締役会の決議で定めることができる旨定款に定めておりますが、期末配当につきましては、株主総会にお諮りし決定することとしております。

また、当社は毎年9月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は取締役会であります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,753,352	流動負債	378,120
現金及び預金	4,451,544	未払金	256,017
有価証券	1,101	未払費用	29,186
前渡金	171,508	未払法人税等	35,407
前払費用	3,215	預り金	57,508
未収還付消費税等	42,840	固定負債	4,957
未収還付法人税等	4,048	資産除去債務	4,957
その他の他	79,092	負債合計	383,078
固定資産	8,053	(純資産の部)	
有形固定資産	－	株主資本	4,065,430
建物(純額)	－	資本金	2,032,697
工具、器具及び備品(純額)	－	資本剰余金	4,499,149
無形固定資産	－	資本準備金	4,499,149
ソフトウェア	－	利益剰余金	△ 2,466,416
投資その他の資産	8,053	その他利益剰余金	△ 2,466,416
敷金	7,982	繰越利益剰余金	△ 2,466,416
その他の他	71	新株予約権	312,897
資産合計	4,761,406	純資産合計	4,378,327
		負債純資産合計	4,761,406

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月 1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
事 業 収 益	事 業 費 用		—
研 究 開 発 費		3,015,035	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		695,140	3,710,176
営 業 損 失 (△)			△ 3,710,176
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		2,938	
受 取 配 当 金		23,832	
補 助 金 収 入		1,020,034	
為 替 差 益		63,241	
そ の 他		44	1,110,091
営 業 外 費 用			
株 式 交 付 費		15,822	
上 場 関 連 費 用		20,467	
そ の 他		1	36,291
経 常 損 失 (△)			△ 2,636,377
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益		184,820	184,820
特 別 損 失			
減 損 損 失		7,729	
関 係 会 社 清 算 損		6,014	13,743
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)			△ 2,465,300
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,115	1,115
当 期 純 損 失 (△)			△ 2,466,416

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

ジェイファーマ株式会社

取締役会 御中

監査法人 銀 河

東京事務所

代 表 社 員 公認会計士 吉 村 史 明
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 四 ツ 橋 学

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイファーマ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、重要な書類等を閲覧し、必要に応じて説明を求めるとともに、会社の内部統制部門、内部監査部門と連携して、業務の状況を調査いたしました。

②監査等委員会で定めた会計監査人の評価の方針に従い、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

ジェイファーマ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 森 俊 介 ㊟

監 査 等 委 員 田 島 照 久 ㊟

監 査 等 委 員 川 口 幸 作 ㊟

(注) 監査等委員森俊介、田島照久及び川口幸作は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝大門一丁目13番9号 UD芝大門ビル
ビジョンセンターグランデ東京浜松町 701号室



交通 JR・モノレール 浜松町駅 北口より 徒歩約4分
都営地下鉄大江戸線・浅草線 大門駅 A6出口より 徒歩約1分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。